

# 令和元年度 事業計画

## 1. 基本方針

我が国経済は、平成 24 年 12 月以降景気回復局面にあり、雇用情勢は大きく改善した。平成 30 年 11 月には、有効求人倍率は約 44 年ぶりの高水準である 1.63 倍、失業率は約 25 年ぶりの低水準である 2.5%となっている。また、こうした傾向は全国的にみられ、有効求人倍率は史上初めて 47 全ての都道府県で 1 倍以上となっている。

雇用情勢が大きく改善する一方で、企業における人手不足が顕在化している。国は、出入国管理及び難民認定法の改正により人手不足が深刻な 14 分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力になる外国人材を受け入れる仕組みを構築し本年度からの受入れを予定している。

こうした中で、我が国における健康寿命は、平成 28 年で、男性は 72.14 歳、女性は 74.79 歳にまで延伸しており、70 歳以上の高齢者の 3 割弱が「収入を伴う仕事をしたい（続けたい）」と考えている。今後、人口減少とも相まって、ますます個々人の職業生活の期間が延伸していくことが見込まれる。このため、国は、高齢者が希望すれば原則 70 歳まで働ける環境整備の検討に入っている。

厚生労働省の雇用政策研究会は、平成 30 年度報告書（案）において、「高齢者については、働き方に対する希望や求める条件が多様であることが考えられるため、今後高齢者の活躍を促進していく観点からも、柔軟で多様な働き方をより一層推進する必要がある。なお、シルバー人材センターにおいては、労働に加えて福祉的視点も併せて持つことを踏まえつつ、支援が必要な高齢者等についても働けるような環境整備をしてはどうかという意見もあった。こうした観点から、シルバー人材センターの在り方について、引き続き議論していくことが望まれる。」としており、人手不足により高齢者の労働力が強く求められる中、就業を通じて高齢者の福祉の増進に資するシルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）の重要性とシルバー人材センター（以下「センター」という。）に向けられる地域社会の期待は一層大きなものになっている。

こうした地域の期待に応えるため、佐賀県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）は、令和元年度においても県内各センターと一致協力し、様々な課題解消に向けた事業を展開し、シルバー事業の「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、一丸となって事業推進に取り組んでいくものである。

## 2. シルバー人材センター事業の今後の方向性

令和元年度においては、地域社会の課題解決の担い手として、期待されている「放課後児童クラブにおける育児支援や家事援助を中心とした福祉・家事援助サービス事業」、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「空き家管理対策事業」などを推進するとともに、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づく労働者派遣事業における高齢者派遣の優位性を活かして、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の積極的な活用を通じ、現役世代の下支えや人手不足分野での労働力確保に貢献する。また、センターの地域における存在意義を高め、積極的な事業運営を行うには「会員の拡大」が最重要課題と位置付けている。

振り返れば、全国シルバー人材センター事業協会が「会員100万人達成計画」を平成26年9月に策定し、4年後の29年度を目標達成年度として努力したが未達成となったため、新たに平成30年9月に「第2次会員100万人達成計画」を策定して、令和6年度までの7年間で目標達成する計画会員数を都道府県ごとに示し、本県の目標会員数を5,308人とした。

これを受け、当連合会でも中期計画を見直し、令和6年度を最終年度とする「第3次中期計画（改訂版）」と改め、最終年度の目標会員数を全シ協に合わせて5,308人とした。

佐賀県内センターの会員数の推移をみると平成15年度5,006人をピークに年々減少し、平成29年度末には当初計画目標数の7,300人の約半数の3,777人にまで激減した。

こうした危機的状況を改善するためには、連合会とセンターがより一層連携を密にして地域高齢者の受け皿としての機能を十分果たし、「社会の支え手」としての役割を実践できるよう、次のような重点事業項目を掲げて各事業に取り組む。

## 3. 重点事業項目

### ◎中期計画に基づく事業運営

昨年策定した「第3次中期計画（改訂版）」に基づき、着実な業務運営を展開する。

- (1) 会員の拡大
- (2) 就業機会の拡大
- (3) 多様な働き方の推進
- (4) 安全就業の推進
- (5) 「適正就業ガイドライン」に沿った業務運営
- (6) 普及啓発事業
- (7) シルバー事業の更なる推進に向けた関係機関との連携
- (8) 健全な団体運営に関する取組
- (9) 諸会議の開催

## 4. 事業実施計画

連合会は、シルバー人材センター事業の今後の方向性に沿って、新しい時代を展望したシルバー事業の健全な発展と拡充を目指し、以下の事業を着実に実施する。

### (1) 会員の拡大

会員の拡大については、全シ協の「第2次会員100万人達成計画」策定を受け、当連合会の「第3次シルバー事業中期計画」も見直し、「第3次改訂版」とした。この中では、令和元年度の県内目標会員数は全シ協の目標数4,068人を若干上回る**4,077人**に設定し、各センターにもこの目標会員数を基に割り振っている。（\*資料別表2）

今年度は、この数値目標の達成に向け、次のような取り組みを強化する。

#### ①入会促進の取り組み

- 会員による「一人一会員入会」活動の実施
- 入会説明会の説明内容の見直し
- 入会希望者に対し、適正かつ迅速な入会承認及び就業機会の早期提供
- シルバー派遣事業の拡大及び高齢者活躍人材確保育成事業による新規会員確保
- 新総合事業及び福祉家事援助サービス事業等参入による女性会員の確保

#### ②退会抑止の取り組み

- 未就業会員への就業相談及び就業促進の実施
- ゴールド会員等の非就業会員継続制度の導入

#### ③高魅力あるセンターづくり

- ホームページの活用によるシルバー事業の紹介
- ボランティア活動やイベントへの参加を通じたセンターの紹介

### (2) 就業機会の拡大

就業機会の拡大については、高年齢者の新たな就業機会の創出・拡大については、様々な課題解消に繋がる事業の企画やシルバー事業として継続可能な事業の立ち上げを支援することにより、高年齢者の新たな就業機会の創出・拡大を図るため、次のような就業機会拡大の取り組みを展開する。

#### ①会員による「一人一仕事開拓」活動の実施

#### ②シルバー派遣事業の拡大

#### ③過去の発注先への訪問

#### ④新総合事業及び福祉家事援助サービス事業等参入

#### ⑤空き家管理対策事業への参入

#### ⑥未充足受注や大型受注等に対応するための連合会の広域調整機能の強化

（近隣センターに会員未充足受注の情報提供、1契約に複数センターの会員就業など）

#### ⑦企業と共同した職種の開拓・開発

#### ⑧業界団体等との連携

### (3) 多様な働き方の推進

高齢化や労働力人口の減少が進む中、多くの業種において人手不足が深刻化しており、高齢者が新たな担い手として活躍することが期待されている。

昨今、シルバー会員の働き方も多様化するなか、これに対応するため、連合会ではシルバー派遣事業の積極的な推進に向けて、国や県からの財政支援を受け就業機会確保、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の取り組みをより一層強化している。併せて、職業紹介事業も有効活用しながら就業機会の拡大を図る。

#### ①シルバー派遣事業

高齢化や労働力人口の減少が進行する中、多くの業種における人手不足分野や介護及び育児等の現役世代を支える分野において、シルバー派遣事業を着実に拡大し、高齢者がこの分野の担い手として活躍することが期待されている。

このため、連合会では、国・県の高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金を活用し、全シ協が各連合会の取扱契約金額の最低目標額としている3億円以上を目指して、新規就業先の開拓と派遣就業を希望する高齢者の入会促進策など、各届出センターと連携を強化しつつ、シルバー派遣事業の着実な取り組みを推進する。

#### ②職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る求人を受け付け、こうした仕事を希望する高年齢者を求人事業先に紹介する有料職業紹介事業も取り組む。

#### ③成長分野における請負就業

近年、シルバー会員の働き方は多様なニーズに応じて、従来の請負・委任のみで就業するだけでなく、派遣や職業紹介での就業が増えている。しかし、会員の就業の基本は請負であることに変わりはなく、今後も市町と連携して福祉・家事援助サービス事業や介護予防・日常生活支援総合事業、空き家管理対策事業などにも着目して事業拡充策を支援する。

#### ④業務拡大への対応

高齢法第39条に基づく業務拡大については、労働者派遣事業及び職業紹介事業に限定した適用であり、会員ニーズ及び発注者ニーズに沿って佐賀県知事の指定を受けるべく適切な対応を図る。… (\*注記) 高齢法第39条

#### ⑤調査研究・情報提供事業

高年齢者の就業ニーズや社会経済の変化に適合したシルバー事業の拡充、拡大に資するため、必要な調査研究を行うとともに、県内センターの業務統計・分析、好事例の収集、高年齢者の雇用・就業に関する情報収集及び提供を行い、シルバー人材センターを取り巻く人口構造の変化や社会経済状況等の変化に対応する組織の機能強化・拡充に努める。

### (4) 安全就業の推進

「安全・安心なシルバー事業」の確立を図ることは、シルバー事業遂行の基幹をなすものであり、組織を挙げて安全対策のなご一層の推進を図り、重篤事故、傷害事故の撲滅や損害賠償事故の撲滅を図ることが肝要である。

このため、「安全就業ニュース」などを活用し、事故事例等を「他人ごと」ではなく、「自らのこと」として認識するよう、安全意識の徹底とその高揚を図ることとし、次のような事業を実施する。

- ①安全就業促進大会（7月）の開催及び安全就業スローガン募集の実施
- ②安全・適正就業委員会の開催
- ③自主点検の実施及びセンター訪問による適正就業指導
- ④安全就業リーダー養成講習会の開催

#### （5）「適正就業ガイドライン」に沿った業務運営

適正就業ガイドラインは、会員の働き方に係る重要な指針であり、公益法人として法令順守の立場から、適正就業ガイドラインに沿った業務運営を推進することが求められる。このため、受注リストを活用した点検、改善等を確実に実施し、適正な請負就業として問題がある事案については、偽装請負を根絶するため、早期にシルバー派遣事業や職業紹介事業に切り替え、安易な先送りはしないことが重要である。

また、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲を著しく逸脱した就業については早期に是正するよう指導・助言する。

#### （6）普及啓発事業

連合会及びセンターが連携し、以下の事項を重点に効果的な普及啓発活動を推進する。

- ①普及啓発促進月間（10月）における普及啓発活動の実施
- ②シルバー事業の活動情報を自治体広報紙、新聞、テレビ、ラジオ等報道機関に提供するなど積極的な広報活動の展開
- ③関係機関等が主催するイベントや研修会、各種会議等での普及啓発活動
- ④ホームページを活用したPR活動の推進
- ⑤「いきいきシルバーフェアさが2020」の開催

#### （7）シルバー事業の更なる推進に向けた関係機関との連携

高齢者の労働力が求められる中、ハローワーク等関係機関との連携強化を図る、また、スーパー業界やコンビニ業界等各地域の業界団体との連携強化を図り、センターの活用について積極的な働きかけを行う。更に地域社会の一員として存在意義を高めていくためには、ボランティア等の社会活動のほか、地域の課題解決などを行うため、日常的に地方自治体等との緊密な連携を図ることが重要である。

#### （8）健全な団体運営に関する取組

業務体制・組織の最適化と会計処理の適正化に努め、中長期の財政見通しに基づき自立的に運営基盤を強化し、計画的に次の事項に取り組む。

##### ①自主財源の確保等

シルバー派遣事業の積極的な推進により、自主財源の確保に努め、就業機会の拡大と会員の増強を図る。また、財務状況の分析を行い、業務実施方法等の見直しや経費節減に関する課題を洗い出し、改善策があれば早期に取り組む。

## ②指導相談事業

センター機能の強化に向けた自主・自立的な取組みと効率的な業務の推進を基本に、センターのより適正・効果的な事業運営が確保されるよう顧問税理士と連携した会計指導を実施し、会計処理の適正化を図りつつ会計事故の未然防止に努める。

また、随時、各種相談や個別指導も実施する。

○会計経理の指導実施

○シルバー人材センター事業の指導の実施

## ③交流研修活動

全国シルバー人材センター事業協会及び九州ブロックシルバー人材センター連絡協議会が主催する研修会等にも積極的に参加し、その会議内容等を共有し、シルバー人材センター事業の充実・発展に努める。

## (9) 諸会議の開催

当連合会の運営及びシルバー事業の運営に関する諸会議を次のとおり開催する。

### ①定款に定める会議の開催

イ. 定時総会	年 1 回
ロ. 理事会	年 4 回
ハ. 監事監査	年 1 回

### ②その他の会議

イ. 安全・適正就業委員会	年 3 回 (安全パトロール含む。)
ロ. シルバー派遣事業運営委員会	年 2 回
ハ. 理事長会議	年 1 回
ニ. 県内事務局長会議	年 2 回
ホ. その他、臨時的会議	随 時

## (\*注記) 高齢法第 39 条

(業務拡大に係る業種及び職種の指定等)

第 39 条 都道府県知事は、シルバー人材センターが行う前条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる業務に関し、労働力の確保が必要な地域においてその取り扱う範囲を拡張することにより高年齢退職者の就業の機会の確保に相当程度寄与することが見込まれる業種及び職種であって、労働力の需給の状況、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあっては、労働者派遣事業に限る。）と同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響等を考慮して厚生労働省令で定める基準に適合するものを、センターの指定区域内の市町村の区域ごとに指定することができる。

2 都道府県知事は、～ (以下省略)。

\*資料：佐賀県の第3次中期計画（改訂版）別表2

### 佐賀県の第3次中期計画（改訂版）における目標会員数

（単位：人）

計画年度等		100万人会員（H25～H30）			全シ協第2次100万人計画（令和元年度～6年度）					
団体名/年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全シ協	全国目標	945,000 (718,375)	1,016,800 (713,746)	742,489	770,747	800,202	845,831	894,124	945,270	999,429
	県目標値 《》は第1次	《6,500》	《7,300》	3,916	<b>4,068</b>	4,227	4,472	4,731	5,008	5,296
	伸び率(%)	《14.0》	《12.3》	3.9	3.9	3.9	5.8	5.8	5.8	5.8
佐賀県連合	第3次計画 目標値	3,845 (実績)	3,777 (実績)	3,773 (実績)	<b>4,077</b>	4,236	4,482	4,742	5,017	5,308
	《前目標値》	《6,500》	《7,300》	《7,400》	《7,600》	《7,700》	*	*	*	*
	伸び率(%)	《29.3》	《12.3》	《3.9》	3.9	3.9	5.8	5.8	5.8	5.8
1	佐賀市	846	880	907	<b>950</b>	987	1,044	1,105	1,169	1,237
2	唐津市	688	650	640	<b>701</b>	728	771	816	863	913
3	鳥栖市	376	373	383	<b>403</b>	419	443	469	496	525
4	伊万里市	264	244	223	<b>264</b>	274	290	307	324	343
5	武雄市	320	324	306	<b>350</b>	364	384	406	430	455
6	鹿島市	212	207	216	<b>223</b>	232	246	260	275	291
7	小城市	160	164	158	<b>177</b>	184	195	206	218	231
8	嬉野市	132	119	121	<b>129</b>	134	142	149	158	167
9	玄海町	110	110	115	<b>118</b>	123	130	138	146	154
10	有田町	155	143	141	<b>155</b>	161	170	180	190	201
11	白石町	105	106	105	<b>114</b>	118	125	132	141	149
12	多久市	84	77	71	<b>83</b>	86	91	96	102	108
13	神埼市	122	120	129	<b>130</b>	135	143	151	159	168
14	吉野ヶ里町	18	16	13	<b>18</b>	19	20	21	22	23
15	基山町	71	64	71	<b>69</b>	72	76	80	85	90
16	上峰町	42	50	52	<b>54</b>	56	59	63	66	70
17	みやき町	40	34	26	<b>36</b>	37	40	43	45	48
18	大町町	42	38	38	<b>41</b>	43	45	48	51	54
19	江北町	22	27	29	<b>29</b>	30	32	34	36	38
20	太良町	36	31	29	<b>33</b>	34	36	38	41	43
計	20SC	3,845	3,777	3,773	<b>4,077</b>	4,236	4,482	4,742	5,017	5,308

（注）県連合会の第3次中期計画を4年延長し、平成28年度から令和6年度までの9年間に改訂する。

なお、各センター目標会員数は、全シ協「第2次会員100万人達成計画」を基に算出する。